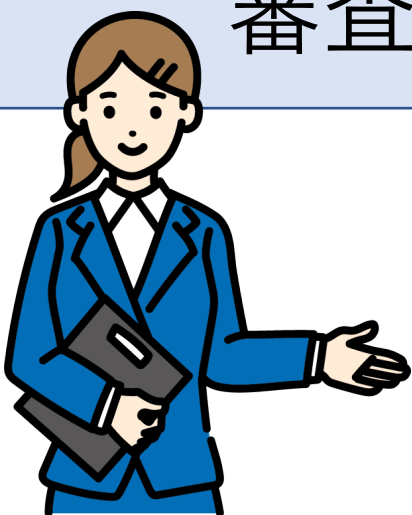


育休許容のチェックを 付けるとどうなるの？ ～本当に4月の利用申請が必要ですか？～

育児休業給付金の延長手続きの 審査に影響はありません



チェックを付けても、育児休業給付金の審査には
影響がないことを厚生労働省に確認しています。

ただし、チェックの有無ではなく、その他の事由
で延長が認められない場合があります。

優先順位が一番低いランク(※1)になります

※1 「Iランク」「調整指数-10」、類型間の優先順位が
一番低い⑧求職中になります。

保育所等に空きがある場合は利用内定となり、
辞退しても保留通知は発行されません。



～本当に4月の利用申請が必要ですか？～

育児休業給付金の延長手続きに必要な保留通知書は、お子様の誕生日によって異なります

△「育児休業の延長」は、「育児休業給付金の延長」とは別の手続きです。
詳しい手続きは、勤務先に確認してください。△

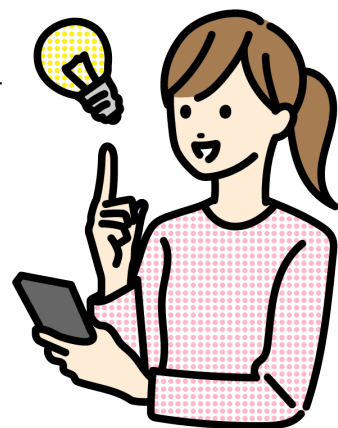
育児休業給付金の延長申請には「誕生日時点で保育を利用できないこと」を証明(※2)する必要があります。

※2 保育所等の利用申請をした際の申請書類の写しや保留通知書（または保留証明書）が必要です。

【例：令和9年4月の保留通知書が必要な子】

< 1 歳 > 令和8年4月1日～令和8年4月30日生まれ
< 1 歳半 > 令和7年10月1日～令和7年10月30日生まれ

【保留通知書が必要な時期（早見表）】



保育所等利用 開始希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1歳の 誕生日	4/1～ 4/30	5/1～ 5/31	6/1～ 6/30	7/1～ 7/31	8/1～ 8/31	9/1～ 9/30	10/1～ 10/31	11/1～ 11/30	12/1～ 12/31	1/1～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/31
1歳半の 誕生日	10/1～ 10/30	10/31～ 11/30	12/1～ 12/30	12/31～ 1/31	2/1～ 2/28	3/1～ 3/30	3/31～ 4/30	5/1～ 5/30	5/31～ 6/30	7/1～ 7/31	8/1～ 8/28	8/29～ 9/30

△誕生日と利用開始月の関係についてはハローワークにお聞きください△



4月以降に利用申請する場合、保育所等の空き状況に加え、待ち人数を踏まえた申請をすることが可能です。

※詳しくは厚生労働省の「育児休業等給付について」のウェブサイトをご確認ください。

▶https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html



その他の注意事項

・保育所等の利用申請が必要な時期や、育児休業給付金の延長手続きに必要な書類は、必ず、勤務先やハローワークにご確認ください。

・育児休業給付金の審査はハローワークが所管であり、横浜市では行っていません。

給付金に関するお問い合わせは、勤務先やハローワークへお願いします。

